

総合評価落札方式（担い手育成型）試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	現行
長崎県建設工事総合評価落札方式（担い手育成型）試行要領運用指針 平成25年6月25日 25建企 第199号 最終改正 平成27年3月17日 26建企 第581号 本指針は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、建設工事に関する入札を総合評価落札方式（担い手育成型）による一般競争入札（WTO対象工事を除く。以下同じ。）（以下「総合評価落札方式（担い手育成型）」という。）により実施する場合の事務処理の効率化に資するため、運用上の基本的な事項を定めるものである。 1 一般的事項 （1）総合評価落札方式（担い手育成型）の実施にあたっては、長崎県建設工事総合評価落札方式（担い手育成型）試行要領（以下「要領」という。）及び本運用指針に定める事項のほか、定めがない事項については、長崎県財務規則、長崎県建設工事執行規則、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱、長崎県建設工事一般競争入札試行実施要綱、長崎県建設工事電子入札実施要綱、長崎県建設工事苦情処理手続要綱及び公共工事の入札結果及び契約内容の公表についての手続きによるものとする。 また、総合評価落札方式（担い手育成型）は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱に規定するVE対象工事を読み替えるものとし、VE検討委員会は総合評価審査委員会、VE提案は技術提案と読み替え	長崎県建設工事総合評価落札方式（若手技術者育成型）試行要領運用指針 平成25年6月25日 25建企 第199号 最終改正 平成25年8月13日 25建企 第294号 本指針は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、建設工事に関する入札を総合評価落札方式（若手技術者育成型）による一般競争入札（WTO対象工事を除く。以下同じ。）（以下「総合評価落札方式（若手技術者育成型）」という。）により実施する場合の事務処理の効率化に資するため、運用上の基本的な事項を定めるものである。 1 一般的事項 （1）総合評価落札方式（若手技術者育成型）の実施にあたっては、長崎県建設工事総合評価落札方式（若手技術者育成型）試行要領（以下「要領」という。）及び本運用指針に定める事項のほか、定めがない事項については、長崎県財務規則、長崎県建設工事執行規則、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱、長崎県建設工事一般競争入札試行実施要綱、長崎県建設工事電子入札実施要綱、長崎県建設工事苦情処理手続要綱及び公共工事の入札結果及び契約内容の公表についての手続きによるものとする。 また、総合評価落札方式（若手技術者育成型）は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱に規定するVE対象工事を読み替えるものとし、VE検討委員会は総合評価審査委員会、VE提案は技術提案と読

総合評価落札方式（担い手育成型）試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	現行
るものとする。 (2) 企業の技術力に係る評価基準（以下、「評価基準」という。）及び落札者決定基準については、入札公告において明らかにするものとする。 2 競争参加資格委員会による決定事項 (1) 契約担任者は、総合評価落札方式（<u>担い手育成型</u>）により入札を実施しようとするときは、「落札者決定基準」については入札公告までに様式1-1号及び参考様式第1号「工事概要書」により、かい（長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第2条第1号に規定する「かい」をいう。）における競争参加資格委員会（長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第2条第5号に規定する「競争参加資格委員会」をいう。）に提出するものとする。 (2) 入札に参加しようとする者の技術力などの評価については、関係部競争参加資格委員会により意見を聴取するものとする。ただし、関係部競争参加資格委員会委員長（以下「委員長」という。）が別に定める競争参加資格委員会技術審査分科会（以下「技術審査分科会」という。）に委ねる場合は、技術審査分科会会長が意見を聴取するものとする。 (3) 委員長は、(2)の報告を受けた後、速やかに長崎県総合評価審査委員会設置要領に基づき設置された総合評価審査委員会（以下、「総合評価審査委員会」という。）に入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果について意見を聴取しなければならない。 (4) 委員長は、(3)による意見の提出を受けたときは、入札書等の提出期限後から開札直前までに契約担任者に様式4-1号により回答するも	み替えるものとする。 (2) 企業の技術力に係る評価基準（以下、「評価基準」という。）及び落札者決定基準については、入札公告において明らかにするものとする。 2 競争参加資格委員会による決定事項 (1) 契約担任者は、総合評価落札方式（<u>若手技術者育成型</u>）により入札を実施しようとするときは、「落札者決定基準」については入札公告までに様式1-1号及び参考様式第1号「工事概要書」により、かい（長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第2条第1号に規定する「かい」をいう。）における競争参加資格委員会（長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第2条第5号に規定する「競争参加資格委員会」をいう。）に提出するものとする。 (2) 入札に参加しようとする者の技術力などの評価については、関係部競争参加資格委員会により意見を聴取するものとする。ただし、関係部競争参加資格委員会委員長（以下「委員長」という。）が別に定める競争参加資格委員会技術審査分科会（以下「技術審査分科会」という。）に委ねる場合は、技術審査分科会会長が意見を聴取するものとする。 (3) 委員長は、(2)の報告を受けた後、速やかに長崎県総合評価審査委員会設置要領に基づき設置された総合評価審査委員会（以下、「総合評価審査委員会」という。）に入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果について意見を聴取しなければならない。 (4) 委員長は、(3)による意見の提出を受けたときは、入札書等の提出期限後から開札直前までに契約担任者に様式4-1号により回答するも

総合評価落札方式（担い手育成型）試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	現行
のとする。なお、入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果については、委員長が技術審査分科会に委ねる場合は、技術審査分科会会長が回答するものとする。	のとする。なお、入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果については、委員長が技術審査分科会に委ねる場合は、技術審査分科会会長が回答するものとする。
3 評価基準 (1) 評価基準は、企業の技術力に係る評価項目及び得点配分その他の評価に必要な事項（以下、「評価項目等」という。）とする。 (2) 評価基準は、入札公告において明らかにするものとする。 (3) 評価項目等は、工事における必要度、重要度に基づき、適切に設定するものとする。 (4) 工事における必要度、重要度に照らし、必要な範囲を超え評価する意味のない企業の技術力は評価しないものとする。 (5) 評価項目については、その評価する内容を可能な限り詳細かつ具体的に示すものとする。 必要に応じ、入札前に技術資料のヒアリングを実施することができる。なお、その場合に は、その旨を入札公告において明らかにするものとする。 (6) 得点配分は、必要度、重要度に応じて加算点を適切に設定する。	3 評価基準 (1) 評価基準は、企業の技術力に係る評価項目及び得点配分その他の評価に必要な事項（以下、「評価項目等」という。）とする。 (2) 評価基準は、入札公告において明らかにするものとする。 (3) 評価項目等は、工事における必要度、重要度に基づき、適切に設定するものとする。 (4) 工事における必要度、重要度に照らし、必要な範囲を超え評価する意味のない企業の技術力は評価しないものとする。 (5) 評価項目については、その評価する内容を可能な限り詳細かつ具体的に示すものとする。 必要に応じ、入札前に技術資料のヒアリングを実施することができる。なお、その場合に は、その旨を入札公告において明らかにするものとする。 (6) 得点配分は、必要度、重要度に応じて加算点を適切に設定する。
4 企業の技術力の評価 (1) 企業の技術力の評価は、入札公告に基づいて行うものとし、入札公告に記載されていない企業の技術力は評価の対象としない。 (2) 企業の技術力の評価は、総合評価審査委員会による意見聴取及び競	4 企業の技術力の評価 (1) 企業の技術力の評価は、入札公告に基づいて行うものとし、入札公告に記載されていない企業の技術力は評価の対象としない。 (2) 企業の技術力の評価は、総合評価審査委員会による意見聴取及び競

総合評価落札方式（担い手育成型） 試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	現行
争参加資格委員会の審査を通じて適切に行うものとする。また、当該審査に当たっては、全ての入札参加者に共通の基準で行うこととし、特定の入札参加者の評価に特定の方法を用いないものとする。	争参加資格委員会の審査を通じて適切に行うものとする。また、当該審査に当たっては、全ての入札参加者に共通の基準で行うこととし、特定の入札参加者の評価に特定の方法を用いないものとする。
5 入札 入札参加者は、入札書提出時には、長崎県建設工事執行規則に定める様式4号及び様式5号を使用するものとするが、電子入札対象工事の場合は、長崎県建設工事電子入札実施要綱第15条又は第28条の規定に基づき、入札書を提出するものとする。	5 入札 入札参加者は、入札書提出時には、長崎県建設工事執行規則に定める様式4号及び様式5号を使用するものとするが、電子入札対象工事の場合は、長崎県建設工事電子入札実施要綱第15条又は第28条の規定に基づき、入札書を提出するものとする。
6 開札 入札執行者は開札後「保留」を宣言し、次のことを告げて入札を終了するものとするが、電子入札対象工事の場合は、電子入札システムにより以下の事項を記載した保留通知書を入札参加者に送付するものとする。 ア ランダム係数、予定価格及び最低制限価格。 イ 予定価格及び最低制限価格の範囲内の者について総合評価を実施する旨。 また落札者の仮決定後に、直ちに開札結果を別紙様式「入札結果一覧表」及び「総合評価落札方式評価表」を長崎県ホームページ「発注予定工事情報・公告管理システム」に掲載し、落札者の決定後においては紙による閲覧により、入札金額、標準点と加算点の合計点、評価値及びその氏名又は名称並びにランダム係数、予定価格及び最低制限価格を公表するものとする。 さらに落札仮決定者には落札仮決定の通知を行い、落札者決定後において	6 開札 入札執行者は開札後「保留」を宣言し、次のことを告げて入札を終了するものとするが、電子入札対象工事の場合は、電子入札システムにより以下の事項を記載した保留通知書を入札参加者に送付するものとする。 ア ランダム係数、予定価格及び最低制限価格。 イ 予定価格及び最低制限価格の範囲内の者について総合評価を実施する旨。 また落札者の仮決定後に、直ちに開札結果を別紙様式「入札結果一覧表」及び「総合評価落札方式評価表」を長崎県ホームページ「発注予定工事情報・公告管理システム」に掲載し、落札者の決定後においては紙による閲覧により、入札金額、標準点と加算点の合計点、評価値及びその氏名又は名称並びにランダム係数、予定価格及び最低制限価格を公表するものとする。 さらに落札仮決定者には落札仮決定の通知を行い、落札者決定後において

総合評価落札方式（担い手育成型）試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	現行
は、落札決定者には確定した旨の通知及び全入札参加者には落札者が決定した旨を通知するものとする。 7 落札決定 (1) 契約担任者は、要領12により落札者が仮決定した場合は、様式第8号により落札仮決定者に通知する。 (2) 落札仮決定者は、要領13により配置予定技術者を専任で配置することが可能か不可能かの通知を行う場合は、様式第7号（担い手育成型試行要領13（1）関係）を持参の方法により行うものとする。 8 落札結果の公表 (1) 要領14（1）に定める通知は、落札者には様式第9号（担い手育成型試行要領運用指針8（1）関係）、その他の入札参加者には様式第10号（担い手育成型試行要領運用指針8（1）関係）により行う。 (2) 入札過程の公表は別紙様式「入札結果一覧表」をもって実施する。 9 施行期日 この運用指針は、平成25年 7月 1日から施行する。 この運用指針は、平成25年 8月13日から施行する。 <u>この運用指針は、平成27年 4月 1日から施行する。</u>	は、落札決定者には確定した旨の通知及び全入札参加者には落札者が決定した旨を通知するものとする。 7 落札決定 (1) 契約担任者は、要領15により落札者が仮決定した場合は、様式第12号（若手技術者育成型試行要領運用指針 8（1）関係）により落札仮決定者に通知する。 (2) 落札仮決定者は、要領16により配置予定技術者を専任で配置すること又は若手技術者を専任で配置及び現場指導員を配置することが可能か不可能かの通知を行う場合は、様式第10号（若手技術者育成型試行要領16（1）関係）、又は様式第11号（若手技術者育成型試行要領16（1）関係）を持参の方法により行うものとする。 8 落札結果の公表 (1) 要領17（1）に定める通知は、落札者には様式第13号（若手技術者育成型試行要領運用指針 9（1）関係）、その他の入札参加者には様式第14号（若手技術者育成型試行要領運用指針 9（1）関係）により行う。 (2) 入札過程の公表は別紙様式「入札結果一覧表」をもって実施する。 9 施行期日 この運用指針は、平成25年 7月 1日から施行する。 この運用指針は、平成25年 8月13日から施行する。

